

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 28 年 5 月 30 日 答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501636号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600059号

### 第1 結論

請求者のA社における平成16年7月15日の標準賞与額を29万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月15日

B厚生年金基金から、A社に勤務していた請求期間の標準賞与額の記録が同基金にはあるが、国の記録からは漏れていると連絡があった。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「2004年01月～2004年12月賃金台帳」により、請求期間において、請求者は、賞与(29万3,000円)の支払を受け、当該標準賞与額(29万3,000円)に基づく厚生年金保険料(2万6,341円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月15日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成16年7月15日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501737号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600060号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年7月16日を支給日とする「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与(15万900円)の支払を受け、当該標準賞与額(15万円)に基づく厚生年金保険料(8,235円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500859号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600061号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B事業所における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和17年7月26日、喪失年月日を昭和18年3月24日に訂正し、昭和17年7月から昭和18年2月までの標準報酬月額を50円とすることが必要である。

請求期間②について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和23年1月17日、喪失年月日を同年7月29日に訂正し、同年1月から同年6月までの標準報酬月額を600円とすることが必要である。

昭和17年7月26日から昭和18年3月24日までの期間及び昭和23年1月17日から同年7月29日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和17年7月26日から昭和18年3月24日まで  
② 昭和23年1月17日から同年7月29日まで

請求期間においてA社B事業所に勤務していた。当時の業務内容や住居等を鮮明に記憶しており、勤務していたことに間違いはない。請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正し、年金額に反映するようしてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、自身の氏名を「C」と表記していたことがあり、生まれた月を\*月であると誤って記憶していたこともあった旨陳述しているところ、厚生年金保険被保険者台帳により、昭和2年\*月\*日生まれの「C」が昭和17年7月26日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、昭和18年3月24日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、請求期間①にA社B事業所において厚生年金保険被保険者となっている同僚が、請求者は半年から1年ほど当該事業所に勤務していた旨回答していること及び請求者が当時の副所長であったとして名を挙げた者が、同社の保管する昭和17年9月1日付の職員録により事務長として勤務していたことが確認できることから、請求者が請求期間①に当該事業所に勤務していた

ことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の基礎年金番号に未統合の被保険者記録は請求者の被保険者記録であり、事業主は、請求者が昭和17年7月26日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、昭和18年3月24日に同資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったと認められる。

なお、請求期間①の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者台帳から50円とすることが必要である。

請求期間②について、上記のとおり、請求者は、自身の氏名を「C」と表記していたことがあり、生まれた月を\*月であると誤って記憶していたこともあった旨陳述しているところ、A社B事業所に係る事業所別被保険者名簿により、昭和2年\*月\*日生まれの「C」が昭和23年1月17日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月29日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、請求者は、請求期間②において父親とともにA社B事業所に勤務していたと陳述しているところ、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳により、請求者の父親と同姓同名で同一生年月日の者に係る当該期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、請求者が当該期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の基礎年金番号に未統合の被保険者記録は請求者の被保険者記録であり、事業主は、請求者が昭和23年1月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったと認められる。

なお、請求期間②の標準報酬月額については、上記の事業所別被保険者名簿から600円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501589号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600062号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年1月15日から同年9月6日まで

私は、請求期間もA社に継続して勤務していた。間違いなく勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が継続している者、請求期間に被保険者資格を喪失した者及び請求期間に被保険者資格を取得した者のうち、連絡先の判明したすべての者に照会したところ、昭和40年5月23日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した元従業員が自身の退職時に請求者は在職していたと思うと陳述している一方で、同年7月26日に資格取得した元従業員は、請求者は自身よりも少し後から入社したが、請求者から以前も請求事業所に勤務していた旨の話を聞いた気がする」と陳述しており、このほかの元従業員からは請求者の請求期間における勤務実態に係る陳述はないことから、請求者の請求期間における勤務実態を確認することができない。

また、A社は既に解散し、事業主は連絡先が不明である上、同社に係る事業所別被保険者名簿に事務担当者として記載されている者は死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者は給与明細書を保有しておらず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。